

【研究ノート】

プロバイダ法改正の意義
ー プラットフォーム事業者の責任の視点から ー

前田 泰

社会情報学部 非常勤講師
(群馬大学名誉教授)

Significance of Amendment to Provider Law
From the perspective of platform operator responsibility

Yasushi MAEDA

Part-time lecturer

Abstract

This paper introduces the amendments to the Provider Law and evaluates their significance from the perspective of the responsibility of the platform operator.

キーワード: プロバイダ法の改正, 発信者情報開示請求, プラットフォーム運営事業者の責任, デジタルプラットフォーム, 取引 DPF 法, 不法行為, 権利侵害, ネット上の誹謗・中傷, 匿名性, 個人情報保護, ネットショッピング, ネットオークション, 情報社会と私法, 契約責任, 履行請求権

1. はじめに

2021 (令和3) 年 4 月 21 日に、いわゆるプロバイダ法¹の改正法が成立した (同月 28 日公布)²。本稿は、改正法の内容を紹介して、その意義をプラットフォーム事業者の責任の視点から検討することを目的とする³。

¹ 平成 13 年法律第 137 号：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律。「プロバイダ責任制限法」と略称されることが多かったが、本稿では「プロバイダ法」と呼ぶ。

² 令和 3 年法律第 27 号：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律。公布日から 1 年 6 か月以内に施行される予定である (附則 1 条)。

³ プロバイダ法の発信者情報開示請求に関する判例を整理した筆者の作業として、拙稿「プロバイダの発信者情報開示義務 (上) (下)」群馬大学社会情報学部研究論集第 18 巻 227 頁・243 頁 (2011 年) 参照。さらに、拙稿「ネット上の名誉侵害による不法行為」群馬大学社会情報学部研究論集第 21 巻

改正点は、発信者情報開示請求（改正前4条）に関する部分であり、侵害情報の削除（送信停止）をめぐるプロバイダの損害賠償責任（改正前3条）および公職の候補者等に係る特例（改正前3条の2）については、実質的には改正されていない⁴。

そして、発信者情報開示請求（改正前4条）に関する主な改正点は、①発信者情報を得るために必要であった二度の開示請求訴訟を一つの手続で済ませる（二度手間をなくす）ことを可能にするために、新に非訟手続を創設し、従来の訴訟手続に加えて併置したこと（後記2）、および、②侵害情報の発信時だけではなく、そのためにアカウントにログインする時点における発信者情報の開示についても、補充的な要件で容認することを明確にしたことにある（後記3）。

以下において、それぞれの改正内容を紹介して、改正法の意義を検討する。

2. 非訟手続の創設（新8条以下）

（1）二度手間 侵害情報の発信者に対して損害賠償等の法的救済を求める場合には、①まず、侵害情報を発信する場を提供したコンテンツ・プロバイダ（掲示板の管理者や、フェイスブック、ツイッター等のSNS事業者等）から、発信者が利用したアクセス・プロバイダ（ニフティ、ソネット等のネット接続事業者や、ドコモ、ソフトバンク等の通信事業者等）を特定できる情報を取得して、②次に、そのアクセス・プロバイダに対する請求によって発信者を特定できる情報を取得することが必要である（さらに、③通信事業者の設備を借りて営業するいわゆる格安スマホ事業者の場合には、もう一段階の手続きを要する）。

そしてその場合にプロバイダは、発信者情報の開示に応じなくても、故意または重過失がない限り損害賠償責任を負わないため（改正前4条4項：新6条4項）、開示を命じる判決がない限りプロバイダが発信者情報の開示に応じない状況が生じており、発信者情報を取得するためには、前記①・②のいずれの手続についても訴訟を提起して勝訴判決を得る必要性があった（前記①の手続は、コンテンツ・プロバイダを債務者として仮の開示を求める仮処分命令の申立手続によることが多い）。さらにその場合には、訴訟手続に時間がかかるために、プロバイダのログ（発信者情報に関する記録）が消去されて、発信者情報が得られない事態も生じていた。

（2）提供命令（新15条1項） 改正法で創設された非訟手続において裁判所は、発信者情報の開示を決定により命じる手続の中で、①アクセス・プロバイダを特定できる情報を申立人に提供することをコンテンツ・プロバイダに命じることができ（1号イ）、②さらに、この情報の提供を受けた申立人が「アクセス・プロバイダを相手方として発信者情報開示命令の申立をした」旨を通知してきたと

113頁（2014年）も参照。

⁴ 今回のプロバイダ法改正のための検討作業は、総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」で行われた。このため、同研究会の「最終とりまとめ」が改正法の趣旨を知るための一次資料になる。以上については、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/index.html（総務省のWebページ）参照。なお、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」は、「インターネット上の誹謗・中傷への対応のあり方に関する緊急提言」を公表しているが、そこでは発信者情報の開示に関する問題に関しては、前記「発信者情報開示の在り方に関する研究会」に委ねている（10頁）。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/index.html（総務省のWebページ）参照。

きは、コンテンツ・プロバイダに対して、その保有する発信者情報をアクセス・プロバイダに提供することを命じることができる(2号)。

この手続の意義は、この提供命令に基づいてコンテンツ・プロバイダがアクセス・プロバイダに提供した情報によって、申立人が、アクセス・プロバイダから発信者を特定できる情報を得ることを可能にしたことにある。すなわち、裁判所に対する申立という非訟手続の中で、必要性和可能性に応じて柔軟に、コンテンツ・プロバイダとアクセス・プロバイダに対して、発信者の特定につながる情報の提供を裁判所が命じることにより、訴訟手続ではできない迅速な発信者情報の開示を、一つの手続の中で実現させようとしている。

(3) 消去禁止命令(新16条) 発信者情報開示命令を求める手続において裁判所は、発信者を特定できなくなることを防止するために必要な場合には、プロバイダに対して発信者情報の消去を禁止することができることになった。

3. ログイン時情報の開示(新5条)

(1) 開示の必要性 SNS等の利用に際しては、まず利用者が氏名やメールアドレスを登録したうえでユーザーIDやパスワードを設定して自分のアカウントを作成し、登録した自身のアカウントにパスワード等を入力しログインして投稿等の発信を行う、いわゆるログイン型サービスが一般的である。そして、ログイン型サービスにおいては、ログイン後のログ(発信者情報に関する記録)を残さないことが少なくないため、侵害情報投稿時の発信者情報は残されず、ログイン時(またはログアウト時)の情報からアクセス・プロバイダまたは発信者を特定するしか方法がないことが多い。

ところが、ログイン時情報を開示する必要性はプロバイダ法の立法時には想定されておらず、現行法の下で侵害情報として開示の対象となり得るか否かが必ずしも明らかではなかった。このため判例には肯定例と否定例の両者がある状況にあった⁵。

(2) 開示の要件 改正法は、侵害情報の投稿時の発信者情報については、現行法(改正前4条)と同様に、権利侵害の明白性と正当理由を要件として開示を認めた(新5条1項1号および2号)。

しかし、ログイン時の発信者情報については、さらに、以下のいずれかの場合であることを開示の要件に加えた。すなわち、(イ)当該プロバイダが投稿時の情報を保有していない場合、(ロ)投稿時の情報を保有しているが、その情報では発信者またはアクセス・プロバイダを特定できない場合、または、(ハ)開示請求により投稿時の情報を取得したが、その情報では発信者を特定できない場合、以上のいずれかに該当することを要件に付加した(新5条1項1号ないし3号)。従って、投稿時の情報がないか、あっても役に立たない場合に限って、補充的にログイン時の情報を開示することを認めている⁶。

⁵ 発信者情報開示の在り方に関する研究会・注4所掲「最終とりまとめ」7頁の注13には各2例が紹介されているが、実際には肯定例が多数であったと思われる。

⁶ ログイン型サービスの場合には、アカウント作成時の情報(作成者の氏名、メールアドレス等)をコン

4. プラットフォーム運営事業者の責任との関係

(1) マッチング型と非マッチング型 プラットフォーム運営事業者の責任を論じる場合に想定されているプラットフォームは、ショッピングモールサイト、ネットオークション・フリマサイトやシェアリングサービスのような「マッチング型プラットフォーム」が多いが⁷、しかし、プラットフォームをより広く捉えて、フェイスブックのような SNS、ユーチューブのような動画投稿サイト、掲示板、Q&A サイト等の「非マッチング型プラットフォーム」を含めたプラットフォームの全体を対象とする場合も少なくない⁸。ここでは後者の広義のプラットフォーム運営事業者を想定する。

(2) 不法行為に対する責任 プロバイダ法の改正は、発信者情報の開示を請求する側に生じていた不便（問題）を解消する方向で行われている。この意味では、ネット上の「情報の流通により」生じた権利侵害行為に対する、プロバイダである非マッチング型プラットフォーム運営事業者の発信者情報開示責任を適正化する方向での改正である⁹。

ただし、近時の下級審判決には、ネット上のショッピングモールに商標権侵害の商品が出品・販売された事案で、モールの主催者に不法行為責任が生じる可能性を認めた例がある¹⁰。マッチング型のプラットフォーム運営事業者についても事業内容自体から不法行為責任が生じるとすれば、プロバイダとしての発信者情報開示責任も考えられることになる。プラットフォーム運営事業者の責任を拡充（適正化）する方向性では、この判決の見方は改正法と一致するといえるだろう。

なお、発信者情報開示請求権の位置づけについて、プロバイダ法が実体法上の開示請求権を「創設」と解する説があるが¹¹、不法行為法上の救済を実現するための当然の請求権を確認的に規定したと解すべきである。したがって、今回の改正は当然の改正であり、開示請求者側にとって不十分

テンツ・プロバイダに残すことはできるだろう。これを基にログインを認めるわけであるから、「ログイン時情報」の一部としてこの情報も開示の対象としなければならない。後記 5 (1) 参照。

⁷ 例えば、長谷川貞之「市場のプラットフォーム化をめぐる契約上の諸問題」日本法学 85 巻 4 号 147 頁 (2020 年) は、「プラットフォームを、二つ以上の顧客グループ（供給者側と受容者側）を誘致し、仲介し、結びつけ、お互いに取り引することで大きな価値を生み出すインターネット上の取引の『場』と定義して」いる。

⁸ 内閣府消費者委員会「プラットフォームが介在する取引の在り方に関する提言」（2019 年 4 月 18 日）は、同委員会の「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」を受けて、プラットフォームをマッチング型と非マッチング型に区分している。内閣府の Web ページ参照。 https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2019/20190418_teigen.html また、NBL 誌の連載記事「デジタルプラットフォームの法律問題」における「プラットフォームの事例研究」の紹介事例として、例えば、藤原総一郎、カオ・ミン・ティ「SNS プラットフォーム」NBL1147 号 46 頁 (2019 年) も参照。森亮二「プラットフォームの法的責任と法規制の全体像」ジュリスト 1545 号 14 頁 (2020 年) も、「一般に、プラットフォームとは、情報や商品・サービスの流通の基盤・環境を提供するウェブサイトを行い、大きく『マッチング型』（楽天、アマゾンのようなモールなど）と『非マッチング型』（フェイスブックのような SNS、ユーチューブのような動画投稿サイト、掲示板、Q&A サイトなど）に分類できる」と見る。

⁹ 森・注 8 所掲 16 頁では、非マッチング型プラットフォームにおける「プラットフォーム事業者の私法上の責任」として、プロバイダ法成立前後のプロバイダの状況を紹介している。

¹⁰ 知財高判平成 24 年 2 月 14 日判例時報 2161 号 86 頁（楽天チュッパチャップス事件）

¹¹ 町村泰貴「発信者情報開示請求の法的性質」別冊 NBL141 号 144 頁 (2012 年)

な点があれば、さらに修正すべきである（後記5）。

（3）契約紛争に関する責任 匿名で取引するシステムにより成立した契約に関する紛争が生じた場合に、不利益または損害を受けた側が匿名性のために法的救済を受ける機会を失い、不利益または損害が放置されている現状を問題視して、私見は次のことを主張している¹²。なお、ここでの匿名システム提供者はマッチング型のプラットフォーム事業者に含まれる。

（i）契約とは当事者の合意のなかで法的拘束力のあるものを意味し、この法的拘束力は契約の基本的効力である履行請求権から生じるから、匿名であっても契約を成立させようとする当事者がはじめから履行請求権のない契約の成立を望むはずがない。また、どのような場合にも契約上の責任を負わないという意味を当事者が有することは希であろうし、仮にあってそのような意思を尊重すべきではないから、匿名によるという意味は、契約上のトラブルが生じないことを前提とするとみるべきである。

以上のように当事者の意思を推定できるから、契約トラブルが生じた場合には、①匿名システム提供者に当事者情報の開示責任を認めるべきであり、②特約等により当事者情報の開示を拒否する匿名システム提供者に対しては、匿名当事者に代わる履行責任を課すべきである。私見は以上を主張したが、さらに本稿では、③開示された情報では匿名当事者を特定できない場合にも、システム提供者は履行責任を負うべきであることをも主張したい¹³。

なお私見では、（ii）匿名システムの利用契約への同意は、私法上用意されている解決手段を放棄する意思表示にはならないこと、および、（iii）匿名システム利用契約の合意を理由に強行規定を含む法秩序からその当事者を排除することは許されないことをも根拠に加えている。

すなわち、私見では、匿名で取引するシステムを提供する者が、取引当事者からの当事者情報開示請求を拒否することは、①（当該システムで成立した）契約の基本的効果である履行請求権の行使を不能にさせ、②私法による救済の可能性を閉ざし、かつ、③当事者の合意では拒否できない強行規定の適用を含む法秩序から当事者を排除することを意味する。匿名システムの利用契約に対する合意によってこれらを正当化することはできないから、匿名システム提供者には当事者情報開示義務があり、これを拒否する場合には匿名当事者に代わる履行責任が生じると解すべきである。

以上の私見によれば、匿名システム提供者としてのプラットフォーム運営事業者は、当該システムで成立した契約の効力として、匿名当事者の情報を開示する責任を負う。このことは、匿名のシステムで成立した契約に示された当事者の意思を実現して、これを含めた法秩序を維持するために、匿名当事者の情報を開示する必要がある点で、プロバイダ法が規定する発信者情報の開示責任と同じである。権利侵害を受けた被害者の救済を阻害する状況を改善するために行われたプロバイダ法の改正は、契約目的の実現を阻害しないためにプラットフォーム運営事業者の責任を主張する私見の立場

¹² 拙稿「匿名で取引するシステムを提供する者の責任——履行請求権の視点から」群馬大学社会情報学部研究論集 28 巻 99 頁以下、118 頁以下（2021 年）

¹³ 拙稿・注 12 所掲 120 頁注 24 参照

とその方向性は一致しているといえる。

(4) 取引 DPF 法の制定 プロバイダ法改正法が成立した1週間後に、同じ国会で、いわゆる「取引 DPF 法」が新たに制定された¹⁴。この法律は、取引デジタルプラットフォーム¹⁵を利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、販売業者の所在に関する情報その他の販売業者等の特定に資する情報の提供を販売業者等に求める努力義務をプラットフォームの提供者に課したうえで(3条1項3号)、消費者に対して、販売業者等の氏名又は名称、住所その他、消費者が一定額以上の債権を行使するために必要な販売業者等に関する情報の開示をプラットフォーム提供者に請求する権利を認めた(5条1項)。もともと通信販売の販売業者には、その氏名又は名称、住所及び電話番号を公告に表示する義務があるが(特商法11条5号、同施行規則8条1号)、さらに取引 DPF 法は、プラットフォーム提供者に販売業者等の特定に資する情報を収集する努力義務を課して、消費者にその情報の開示請求権を認めた。

取引 DPF 法が情報開示請求を認める対象は売主が事業者の場合であるから、売主が消費者(個人売主)である場合には開示請求の対象にならないと解されている¹⁶。しかし、そのように限定的に解する必要性はないと考える。取引 DPF 法は、消費者保護を目的として事業者の責任を規定する特商法の枠組みを基礎にしたために、販売業者に関する情報の開示請求を認めたに過ぎない¹⁷。取引 DPF を利用した取引において、当事者の債権行使に必要な取引相手の情報を開示すべきプラットフォーム提供者の責任については、取引当事者が事業者であるか個人であるかで区別すべき理由は存在しない。事業者に対して消費者を保護すべき要請を超えて、取引 DPF を利用した取引において不正確な当事者情報から相手方を保護する要請が今回の規制を導いた面があると考えられる。むしろこの点を重視して、この法規制を個人の各当事者に拡大して適用すべきである。

以上のように当事者が自己の情報を表示する義務がある取引においてさえも、プラットフォーム提供者が(正しい)当事者情報を収集して取引の相手方に情報開示する必要性が認められるべきであるのだから、DPFを利用して行う取引が匿名による場合には、さらに一層、プラットフォーム提供者に対して当事者情報の開示請求を認めるべき必要性が生じる。前段に述べた取引 DPF を利用した取引に生じる問題(当事者情報の不正確性)は、この取引の基礎であるネットの匿名性が背景にあると考

¹⁴ 4月28日に成立した令和3年法律第32号：取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律。公布日(同年5月10日)から1年以内に施行される予定である(附則1条)。

¹⁵ 取引デジタルプラットフォームとは、販売業者等が行う通信販売における売買契約について、①その申込を消費者が行うことができる機能を有する場を、または、②その相手方となる消費者を競り等の方法により決定する手続に消費者が参加できる機能を有する場を、多数の者にインターネットを通じて提供する役務をいう(簡略化のために2条1項の定義から役務提供契約に関する部分を省いた)。

¹⁶ デジタルプラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会『報告書』13頁(2021年)。https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/(消費者庁のホームページ)参照

¹⁷ 検討会・注16所掲8頁には、売主が消費者である場合には特商法上の表示義務が課されていないから、その氏名、住所等を明らかにすべき規範が確立しているとは言い難いことを理由に、消費者間の取引についてあるべき規範の方向性が明確でない趣旨が記述されている。

える。

(5) 小括 プロバイダ法改正法は非マッチング型のプラットフォーム運営事業者の発信者情報開示責任を適正化するものであるが、マッチング型のプラットフォーム運営事業者に対しても匿名取引当事者の情報開示が強く求められている。特に取引当事者の契約責任が問題になる場合に匿名当事者に関する情報開示が強く求められる。このことは、プロバイダ法改正法成立と同じ国会で成立した取引 DPF 法が、プラットフォーム運営事業者に対する当事者情報開示請求を消費者に認めたことと同じ流れにあるといえる。このようにプロバイダ法改正法の成立は、(広義の)プラットフォーム運営事業者による当事者情報の開示を円滑に実現するべき要請に応じた流れを形成している。

5. おわりに

(1) 残された課題 ネット上の不法行為により匿名の加害者から被害を受けた者は、他の不法行為の被害者と同様に、法が予定する救済を受けることができなければならず(法秩序維持の要請)、そのためにプロバイダ法は発信者情報の開示請求を認めている。この手続きに不備があり被害者が救済を受けることができないのであれば、その不備は是正されなければならない。今回の改正はこの意味で適切な改正であるが、被害者が加害者の情報を取得できない可能性が残る限り、不十分であるといわざるをえない。

具体的には、まず、コンテンツ・プロバイダが発信者情報につながりうるログを消去する可能性について、少なくとも消滅時効期間前に消去することを許すべきではない。一定期間はログの保存義務をプロバイダに課して、義務違反者に対する損害賠償の可能性を認めるべきである。現行法においても、ログの消去は故意または重過失による発信者情報開示の拒否(改正前4条4項:新6条4項)と解する余地を検討すべきである。改正法の消去禁止命令は現行法より一步前進と見るべきであろうが(前記2(3))、これを反対解釈されて、消去禁止命令がない限り自由に消去可能であると解されるならば、逆効果になる。ログの消去に対して、より有効な措置が必要である。

次に、コンテンツ・プロバイダが保存すべきログの内容については、ログイン時の情報では権利侵害情報の発信者を特定する情報が得られない場合に対応する必要がある。プロバイダ側の都合によってログの内容が左右されることを許すべきではなく、不法行為が生じうる場の提供者として法秩序の維持に必要な情報を保存する義務をプロバイダに課すべきである(前記3注6参照)。このことは、コンテンツ・プロバイダが提供する場の存在を、市民社会が許容するための最低限の要件である。

(2) プラットフォーム運営事業者の責任の観点から 匿名の加害者による不法行為に対して被害者を救済するための情報提供責任がコンテンツ・プロバイダである非マッチング型のプラットフォーム運営事業者にあるのと同様に、マッチング型のプラットフォーム運営事業者にも匿名取引でのトラブルに対する情報提供責任がある。匿名取引により不利益や損害を受けた者が、法の予定する救済を受けることができるようにするために、システム提供者は、少なくとも当該匿名取引の場を提供した者として、自己の保有する匿名当事者の情報を開示しなければならない(前記4(3))。

プロバイダ法の今回の改正が権利侵害をした発信者の情報開示を円滑に行うために行われたことは、法秩序の維持という当然の要請に応じたものであり、プラットフォーム運営事業者が提供するプラットフォームが市民社会でその存在を許されるために必要な対応である。非マッチング型プラットフォームにおける問題を解決する改正ではあるが、取引 DPF 法の制定を含めて（前記4（4））マッチング型プラットフォームでも同じ要請が当然に生じており（前記4（5））、この意味で改正法は私見の方向性と一致する動きとして評価できる。